

令和5年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年4月10日 午後3時00分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第2号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定について
議案第5号 甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1番 境 栄一郎 2番 長野 和代 3番 清住 昇
4番 松本 茂 5番 伊豆野 誠 6番 五嶋 靖
7番 岡本 篤幸 8番 平井 豪 9番 草場竜一郎
10番 本田 廣正 11番 中村 幸信 12番 河嶋 隆雄
13番 緒方 寛二
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 松永 博文
井芹 康雄 伊佐 浩二 坂本 導成 松野 文男 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
14番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
なし
8. 議事録署名人

- 1 番 境 栄一郎
1 3 番 緒方 寛二

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介
事務局職員 河原 俊典、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから総会を始めたいと思います。
まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。
それでは、ただいまから令和5年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 それでは、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。
会 長 皆さん、こんにちは。令和5年度の第1回農業委員会総会になります。私たち、昨年からは農業委員会活動を実施してきているわけでありましたが、皆さん、もう1年間の実績がありますので、その内容等については十分御承知かと思えます。昨年の実績の上に立って本年度も活動を実施していきたい、そのように思っております。
今年度は特に、2月22日に研修会がございまして、その中で、農業委員会のほうから報告を求められております。今年度は目標値の作成、さらには地域計画の作成、これが命題として私たちに2年間のうちに義務づけられております。若干多忙にはなろうかと思えますが、昨年の実績の上に立って、これを今年度は実施していくこととなりますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。
それから本日は、3条案件、5条案件、農業経営基盤強化促進法、5年度の最適化推進活動の目標、それに年間スケジュールを提案してまいりますので、皆様方の忌憚のない真摯な意見をお願いしながら、簡単ではありますが冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。
会 長 それでは、本日は、13番委員の緒方寛二委員と1番委員の境委員をお願いいたし

ます。

4. 議 題

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入ってまいります。

議案第1号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料3ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

県道今吉野甲佐線、乙女小学校方面に向かってこのように行っております。それと、甲佐大橋、町道船津上早川線がこちらにございまして、県道から麻生原のキンモクセイ駐車場への進入路、集落への進入路はこのようにございます。県道今吉野甲佐と、町道船津上早川線の交差点から南へ約470メートル、こちらの赤く記したところが今回の申請の土地になります。

場所については以上でございます。

会 長 続きまして、9番委員の草場委員から、農地の耕作賃借権設定(10年)について、農地法上問題がないかの説明をお願いします。

○ 9 番

9番委員の草場です。

今回の申請は、申請人がいどこである相手方に農地の管理について相談し、了承を得られたため、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○ 1 0 番

10番委員の本田です。

先月の3月29日に会長、中村幸信委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字麻生原字坂ノ上にある農地1筆です。

申請地には、栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長

ただいま10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

事務局

事務局から補足です。

令和4年度までは5反要件というものがありましたが、今回の令和5年4月から5反要件は撤廃されましたので、面積要件はなくなったということを御報告します。

事務局からは以上です。

会 長

それを踏まえて、何か御意見は。

事務局

すみません、下限面積のお話です。

事務局長

先ほど係長が申しましたとおり、農地の下限面積、5反以上の要件というのが農地法の改正により撤廃されました。ただし、農地法3条、つまり、農地を耕作するという事ですので、それ以外の要件としまして、従事日数であるとか農機具の状況であるとか、あくまでも確実に耕作ができるということが条件になっておりますので、面積の下限が撤廃されたからといって、農業者でない方がそこを転売目的で買われるとか、そういう状況は農業委員会として阻止しなければならないということになっております。これは補足で、追加で説明をいたします。

以上です。

会 長 事務局から補足説明を受けました上で、何か御意見ありましたら発言をお願いします。

特に意見はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図のほうは、お手元の資料、4ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

左側、緑川がこのように流れております。こちらが甲佐大橋、国道443号線、右に早川集落、左に糸田の集落がございます。

ここの赤く記しているのが今回の申請地になりますけれども、国道と、ちょうど船津上早川線の交差点から北西へ約310メートルのところに位置しております。

場所につきましては以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から、農地の耕作賃借権設定(6年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥についても、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。
○11番 11番委員の中村です。

先月の3月29日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字糸田字前川原にある農地1筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま11番委員の中村幸信委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料、5ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

右下からこのように県道今吉野甲佐線が田原の集落を通っております。上のほう、県道宇土甲佐線がこのように通っております。こちらがグリーンセンターで、今回の申請地は、赤く示したこちらとこちらでございます。

こちらのほうがグリーンセンターより南東へ約290メートルの位置にございます。こちらのほうがグリーンセンターより南東へ420メートルほどに位置しております。

場所につきましては以上でございます。

会 長 続きまして、10番委員の本田委員から、農地の使用貸借権設定(20年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

今回の申請は、農業者年金再設定のための申請です。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において、農地を有効的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度で、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。審査の終わるまで。

⑥については、問題ないかと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。

先月の3月29日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字豊の内にある農地2筆です。申請地には、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、10番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○12番 使用貸借権設定が20年になってますけど、大丈夫ですか。本人さんは85ですので105歳になります。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 問題はないと思いますけれども、お子さんのほうは60ですので、これに関しては問題ないかと思われます。

事務局長 ここについては親子関係になられますので、農業者年金の関係で20年間の契約を結んで、途中で亡くなられた場合には、その分相続という形になりますので、特段問題はないかと思われます。

会 長 伊豆野委員、どうぞ。

○5番 譲受人の方が親族ということで、まあそれは関係ないんですけど、ちょっと聞きたいのが、耕作面積がゼロなのに、先ほど本田委員が回答された内容が従事日数が150日と言われているので、大体書かれているとは思いますが、整合性が取れないんじゃないかと思って。

○10番 なんぼもあるんだけど、全部法人のほうで管理しています。

○5番 ですよ。でも、具体的に本人さんが150日従事日数があるけん、何かちょっと。おかしいかなと思って。

- 10番 それ自体なんだけれども、田んぼが法人で管理しているものと、もう1個、個人の農園さんで管理しているものと両方あります。それで管理しています。
- 会 長 よろしいですか、伊豆野委員。
- 5番 まあまあ。
- 会 長 事務局、どうぞ。
- 事務局 この譲受人の方ですけれども、週末帰られて実際やられていると聞いています。
- 5番 だったらゼロというのはおかしくないですか。
- 事務局 記載上、お母様に1,827、今なってますけど、その前の段階とといいますか、前の契約はお子さんのほうにその分が入ってて、戻ったのでまたお子さんの方に。
- 5番 だから、これに次また1,800が乗ってくるわけですね。
- 10番 これは物すごく難しいんです。私は、実は3町作ってるんだけど、耕作面積はゼロなんです。法人に土地を全部貸してるから、法人から借りてしよるんですね。だから、自分で耕作は3町やってるんだけど、結果的には、表面的にはゼロになるんです。
- 5番 法的のものだからということですね。
- 10番 そういうことです。
- だから、ちょっとこの辺が難しいところです。
- 5番 これが終わった後に、1,800が子供さんに乗ってくるという形。
- 事務局 そうなりますね。
- 10番 だから、法人で、例えば中間管理機構に貸して、あと3年後に契約しなかったら、全部置いていくんです。農地中間管理機構にね。だから、その辺の考え方の難しさというのがあるんですよ。
- 5番 分かりました。納得しました。
- 会 長 ほかに何か御意見ございませんか。
- ほかにはないようでございます。
- それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号3番については、原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号4番について審議したいと思いますが、この案件の相手方、譲受人は、5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。
- (伊豆野委員退出)
- それでは、8番委員の平井委員から説明をお願いします。

- 8 番 8 番委員の平井です。
では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料 6 ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。
緑川がこちら、このように流れております。鶉の瀬堰でございます。そして、県道三本松甲佐線がこのように通っておりまして、右端のほうに甲佐神社があります。
今回の申請地はこちらの赤く示しているところございまして、甲佐神社より西へ約 240 メートルほどに位置しております。
場所につきましては以上でございます。
- 会 長 続きまして、8 番委員の平井委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。
- 8 番 8 番委員の平井です。
今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は 300 日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま
⑤については、該当しません。
⑥については、問題ないと思われま
以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っております。10 番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 10 番 10 番委員の本田です。
先月の 3 月 29 日に、会長、中村幸信委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請されている農地は、大字上揚字屋敷にある農地 1 筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。
以上です。
- 会 長 ただいま 10 番委員の本田委員から現地調査の報告、また、8 番委員の平井委員から農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 上揚地区は近々基盤整備をするという方向で聞いてはいますが、そういう場合、新たにこういう地権者が入った場合、土地の割り振りとかはどういう形になるのか。何か青写真は。

事務局長 お答えします。

今、中山間地域総合整備事業ということで、上揚地区については圃場整備の計画がございます。この計画について、今のところ鵜の瀬の近辺については、まだ詳細な計画と申しますか、区割りとか、そういうところまでまだ行っていません。甲佐神社から上流部分については県道の買収あたりも終わっておりますので、そこについては詳細な設計まで入っているというところになっていきます。

今のところ、土地の売買をされて、今度買われる方についてもその親族の方が換地委員会に入っておられますので、その後どういう配分になるかというのは、その中の協議になると思います。

以上です。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようです。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料7ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

左側、こちらが麻生原の集落です。そして、甲佐大橋がこのように通っておりまして、町道津志田船津線がこのように通っております。

今回の申請土地は、こちらの赤く示しております4筆でございます。間が空いておりますが、これは申請人、譲受人の名義の土地になります。

場所については以上でございます。

会 長 続きます、9番委員の草場委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。

先月の3月29日に、会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字麻生原字井樋下にある農地4筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員、どうぞ。

○12番 お尋ねです。この土地は河川敷内にある土地ですか。河川敷外ですか。

会 長 事務局。

事務局長 河川の区域外です。

○12番 堤防がちょうどあるもんだけん。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号6番、7番は、相手方が同一なので一緒に審議したいと思いません。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料8ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思えます。

まず、下から上、こちらに県道稲生野甲佐線がこのように通っております。甲佐中学校、それと、町営住宅がこちらのほうにございまして、有安の集落です。大町の川久保が、こちら赤く記したところ、それと、中横田、庄分がこちらに赤く示したところ、大町のほうは甲佐中学校より南西のほうに約480メートルほど行ったところでございます。それと、中横田の庄分は甲佐中学校より北西のほうに約180メートル行ったところでございます。

場所につきましては以上でございます。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から、農地の耕作賃借権設定(3年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

先月の3月29日に、会長、中村幸信委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字大町字川久保にある農地1筆と、大字中横田字庄分にある農地1筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番、7番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第2号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、9ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、10ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番について審議したいと思えます。

それでは、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料11ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。
緑川団地がこちらにあります。龍野小学校がございまして、町道作替内田線、県道稲生野甲佐線がこのように通っておりまして、竜野保育園がここに位置しております。
ちょっと分かりにくいですが、今回、改めて申請が上がってきましてのが、こちらの赤く示したところになります。竜野保育園に隣接しております。
場所については以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 五嶋です。
それでは説明いたします。
今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、園庭を増設するために転用申請をするものです。
転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。
それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農業公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当すると思われます。第一種農地の転用は原則できませんが、第一種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当すると思われるため、例外的には転用可能だと思います。

②については、既存施設の拡張であり、事業達成のために代わる土地はありません。

③については、無断ではありますが、既に転用されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、既に周囲にブロックを設置されており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

先月3月29日に、会長、中村幸信委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、大字上早川字尾ノ上にある農地で、農業公共投資の対象となった農地であるために、第一種農地に該当すると思われます。しかしながら、既存施設に隣接しており、既存施設の拡張に当たるため、例外的には転用可能だと思います。

周囲の影響については、既に周囲にブロックが設置されており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないと思われることを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、事務局から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 もう20年前から宅地として法務局のほうに届けを出してあるわけですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 前理事長さんと聞いておりますが、無断です。ただ、法務局には届けてないので、今回、改めて転用の手続を取って、地目変更をしたいということで上がってきています。

○1番 現在、宅地というのは、これは。

事務局 現況です。現在の状況。

○1番 状況が宅地と。まだ変えてない。

事務局 登記地目はそのままです。

○1番 それはどのようにして分かったんですか。無断転用してあるというのは。

事務局 今回、本人さんたちが来られまして、こういう状況で、譲渡人が譲りたい、名義変更したいということで相談に来られて、調べたら登記地目は農地のままだったので、それじゃ移転できませんねと、転用と。それで、改めて正式な手続を今回取られたということでございます。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようです。

それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

- 2番 2番委員の長野です。
それでは、番号2番について説明いたします。
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)
以上です。
- 会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 それでは、御説明申し上げたいと思います。お手元の資料12ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。
こちらの県道宇土甲佐線がこのように通っています。県道小川嘉島線がこのように、それと、田原の集落、グリーンセンターがこちらに位置しております。
今回の申請の場所は、赤く示しておりますこちらになります。申請人、譲受人の事務所、既存施設がこちらにあります。
場所につきましては以上でございます。
- 会長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。
- 2番 2番委員の長野です。
それでは説明します。
今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で借り受け、資材置場及び駐車場にするために転用申請をするものです。
転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。
それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がりが10ヘクタール以下で、公共投資の対象となっていない農地であるため、第二種農地に該当します。
②については、周辺地域において、事業達成のために代わる適地は近くにはないと思われまます。
③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。
④については、樹木の伐採、伐根と敷砂利をするとされており、大きな形状変更もないため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。
⑤については、問題ないと思われまます。
⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。
以上、説明を終わります。

- 会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。
- 11番 11番委員の中村です。
- 先月の3月29日に、会長、本田委員、事務局で現地調査を行いました。
- 申請地は、大字田口字免ノ上にある農地で、10ヘクタール以下の広がり、公共投資の対象となっていない農地であるため、第二種農地に該当しますが、第二種農地の例外規定である、申請地の周辺地区において申請地に代わる目的が達成される土地がない場合に該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。
- また、樹木の伐採、伐根や敷砂利程度とされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないと思われることを報告いたします。
- 会 長 ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、第二種農地の例外規定に該当するとの説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
- どうぞ。
- 12番 対価が1万円になっていますけれども、税金の場合、大体幾らぐらいかかるんですか。
- 会 長 事務局、分かりますか。
- 事務局長 固定資産税は、状況によって違いますけど、大体1,000平米当たり1,000円行かないぐらいで、ほかに土地があるかどうかによって税金がかかる、かからないというのが出てくるので、何ともこの場では言えないような状況です。
- 12番 本人が1万円と思ってから1万円超えるならですね。
- 会 長 河嶋委員、今のでよろしいですか。
- 12番 はい。
- 会 長 ほかに何か。
- 5番 ほかに●●さんという名前、何回か聞いているんですけど、毎回毎回駐車場と資材置場で、今回2反ぐらいありますよね。
- 事務局長 恐らく聞いた覚えがあるというのは、以前、農振の除外の件で農業委員会に諮問があったのがこの案件になりますので。以前、農業振興地域からの除外ということでここで審議をしておりますので、多分それでだと思います。今回、除外のほうで完了して、転用の申請が出てきたというような形になります。
- 5番 あと一つ。資材って仮設になるのか、ならないのか。資材置いて、使うときになくなるわけじゃないですか。仮置きということになりますよね。
- 事務局長 仮設工作物というのは、あくまでも基礎をしない建物であって、資材というのはそこに仮置きする、いつでも移動できますので、そこについては考えなくて構わない、仮設工作物とは言わない。

- 5番 了解です。分かりました。
- 会長 ほかに何か御意見ございませんか。
- それでは、ほかにはないようです。
- 採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をしております。
- 続きまして、番号3番について審議したいと思います。
- それでは、3番委員の清住委員から説明をお願いします。
- 3番 3番委員の清住です。
- それでは、番号3番について説明いたします。
- (申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)
- 以上です。
- 会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料13ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。
- こちらに県道嘉島甲佐線がこのように通っております。九州自動車道がこちらのほうに通っておりまして、吉田の集落の、ちょっと分かりにくいかと思いますが、こちらの外れのほう、赤く示したところに今回の申請地がございます。
- 場所につきましては以上です。
- 会長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、3番委員の清住委員から説明をお願いします。
- 3番 3番委員の清住です。
- それでは説明をいたします。
- 今回の申請は、譲受人が譲渡人の親から農地を無償で借り受け、個人住宅を建設するために転用申請するものです。
- 転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。
- それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以上あり、公共投資の対象となっている農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、第一種農地の例外規定である、住宅その他、申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上、また

は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

②については、周辺地域において、事業達成に代わる適地は近くにはないと思われます。

③については、資金計画書、融資審査終了書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、土砂流出防止のため、周囲にコンクリートブロックを設置するとされており、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の本田委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の本田です。

先月3月29日、会長、中村幸信委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、大字吉田字吉田第二にある農地です。10ヘクタール以上の広がりがあり、公共投資の対象となっている農地であるために、第一種農地に該当します。第一種農地の例外規定である集落に接した農地であるために、例外的には転用可能と思われま

す。また、土砂流出防止のために周囲にコンクリートブロックを設置するとされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないと思われることを報告いたします。

以上、報告を終わります。

会 長 ただいま10番委員の本田委員から現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、第一種農地の例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 1筆の農地の中で、宅地だけを部分的に転用するという形と思うんですけど、税金とかいろんな関係で宅地部分だけを買うという形で、逆に、1筆全部、将来的に駐車場にするという形で買ったものの、やっぱり要らんだっけんが、ここを畑地に戻すというのは、何かそういうのはあるんですか。また申請し直して。

事務局長 仮に、転用申請をして、そこの転用の事業計画を出しますよね。そのとおりに転用しないと県から指導が入ります。農家住宅で1,000平米、それ以外で500平米というのが基準になります。それを超える転用は基本的にできないということがありますので。

今回の申請については親子間で、こちらの甲佐に帰ってこられるので、金銭のやり取りが出ない使用貸借でそこを借りられるという形で転用です。

仮に1反として、1反部分全て計画どおり転用したと。それが例えば10年後、20年後に、やっぱりここは畑にしたいなということであれば、そこについて法務局での登記で、畑の登記をすることで農地に戻すことはできるということです。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をしております。

続きまして、番号4番、番号5番については同一事業でありますので、一緒に審議したいと思います。

9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況を読み上げ)

次に、番号5番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましては、14ページのほうにお手元の資料として添付しております。前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

乙女橋がこちらにございまして、県道宇土甲佐線、こちらにYKKさん、こちらに五色山で、譲受人の施設がこちらにございます。そして、今回申請に上がったのが、こちら田口の山下と、隣接しております津志田の五反田、こちらのほうになります。

場所につきましては以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の草場委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。

それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場及び駐車場にするために転用申請するものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以上あり、公共投資の対象となっている農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、第一種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

②については、周辺地域において、事業達成のために代わる適地は近くにないと思われま

す。③については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、周囲には直接隣接する農地はないため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。⑤については、問題ないと思われま

す。⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の中村委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の中村です。

先月の3月29日、会長、本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字田口字山下にある農地4筆と、大字津志田字五反田にある農地2筆で、広がり10ヘクタール以上で、公共投資の対象となっている農地であるため、第一種農地に該当しますが、第一種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当すると思われるため、例外的に転用は可能だと思います。

また、直接隣り合う農地はないため、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないと思われることを報告いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま11番委員の中村委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、第一種農地の例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

どうぞ。

○8番 転用目的で水路用地としてあるのはどういうことですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 お答え申し上げます。

申請土地の中に、この写真では見えませんが、登記上、里道・水路が通っておりまして、その付け替えのための水路用地、道路用地ということでなっております。

以上です。機能交換のための転用です。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4番及び番号5番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をしております。

あと、第4号と第5号の議案がありますが、ここでしばらく休憩をしたいと思います。4時半まで休憩をいたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時28分

会 長 半前ではありますが、若干議題もありますので再開をいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、15ページをお願いいたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の16ページをお願いいたします。

甲農第2567号、令和5年3月30日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の17ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和5年度第1回です。まずは農用地利用集積計画の総括表で御説明いたします。

賃借権の再設定について、3年の田が1筆の1,311平米、6年の田が2筆の5,856平米、10年の畑が1筆の1,072平米となります。賃借権の新規について、5年の田が5筆の1万1,550平米、5年の畑が2筆の1,223平米、6年の田が2筆の625平米、10年の田が2筆の1,949平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。使用貸借権の新規について、5年の畑が1筆の562平米、10年の畑が1筆の791平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が12筆の2万1,291平米、畑が5筆の3,648平米となります。

その他、所有権移転について、田が3筆の3,435平米のみとなります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会長 それでは、18ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。お手元の資料21ページに添付をしておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらが県道宇土甲佐線、県道今吉野甲佐線、田原の集落がございます。県道小川嘉島線、今回の申請地がこの赤く示したところございまして、県道の交差点より東へ約150メートルのところに位置しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に花木の作付をされています。今回の申請地には花木の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員。

○1番 先ほど転用された方とは何か。お名前が一緒というか、名字が一緒なんですけど。

会長 事務局。

事務局 関係は、御兄弟でございます。
以上です。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。
ほかには質問ないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をいたします。
続きまして、番号2番について審議したいと思います。
この案件の相手方(譲受人)は5番委員の伊豆野委員です。参与の制限に該当します
ので、審議が終わるまで退席をお願いします。
(伊豆野委員退出)
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)
続きまして、位置の説明を申し上げます。お手元の資料22ページに地図を添付し
ておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。
こちらに甲佐小学校、国道443号線、県道三本松甲佐線、上豊内の集落、赤く示し
ておりますのが今回の申請地で、甲佐小学校より南東へ約440メートルの場所に位
置しております。
以上です。
次に、相手方の状況について御説明申し上げます。
番号2番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今
回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思いま
す。
以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
質問もないようでございます。
それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認いたします。
伊豆野委員の入室を認めます。
(伊豆野委員入室)
続きまして、番号3番、4番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

この案件の相手方は、13番委員の緒方委員です。参与の制限に該当しますので、質疑が終わるまで退席をお願いします。

(緒方委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の御説明を申し上げます。お手元の資料23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらが国道443号線です。左に糸田の集落、右に早川の集落がございます。まず3番の申請地につきましては、こちらの赤く示したところございまして、早川郵便局より東へ約160メートルほど行ったところがございます。

次に、4番目の申請の土地でございます。こちらに甲佐大橋、町道船津上早川線がこのように通っております。そして、国道がこのように通っております。国道との交差点より東へ約130メートルのところの下小塚の申請地が位置しております。

場所については以上でございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番、4番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番、4番については、原案のとおり承認をいたします。

緒方委員の入室を認めます。

(緒方委員入室)

続きまして、19ページをお願いいたします。

番号5番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての賃借です。

この案件の相手方は最適化推進委員の上村さんです。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(上村委員退出)

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続いて、申請地の位置の説明をいたします。お手元の資料24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

県道嘉島甲佐線がこちらにあります。芝原の集落、木村のあられさん、ネッツトヨタさんがここに位置しております。

申請地はこの赤で示したところでございます、ネッツトヨタさんより東へ約250メートルほど行ったところでございます。

場所については以上です。

続きまして、相手方の状況について説明します。

相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり承認をいたします。

上村委員の入室を認めます。

(上村委員入室)

続きまして、番号6から番号8番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置を御説明申し上げます。お手元の資料25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明申し上げたいと思います。

こちらに県道宇土甲佐線、県道今吉野甲佐線がこのように通っております。こちらにグリーンセンターで、鉄筋団地からグリーンセンターに大きな農道が通ってい

ますが、まず一つ目がこちら、赤く示したところ、二つ目がこちら、三つ目がこちらに、田口の畑地帯に点在しております。

場所については以上でございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番から8番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番から8番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号9番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての賃借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、位置の説明をいたします。お手元の資料26ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらに甲佐高校がございます。国道443号線、大町の本村ということで、赤く示したこちらのほうに3筆そろったところがございます。

場所については以上でございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。申請地には、米、野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○1番 貸借開始が令和5年5月1日と書いてありますが、もう芋か何か植えたんですね。その点に関しては別に問題はなかったんですか。

会長 事務局。

事務局 御本人が譲渡人の許可を受けておられますので、問題はないと思われます。
会 長 ほかに何か御意見ございませんか。
ほかにはないようでございます。
それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての賃借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、お手元の資料27
ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたい
と思います。

県道嘉島甲佐線がこのように通っておりまして、こちらにダイハツさん、そして、
芝原の集落、左に吉田の集落、今回の申請地は、こちら、赤くお示ししましたとこ
ろの2筆ということで、この場所に位置しております。

続きまして、相手方の状況について説明申し上げたいと思います。

相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付をされています。申請地にも、米、麦
の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号10番については原案のとおり承認をいたし
ます。

続きまして、20ページをお願いします。

番号11番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地
の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(所有権を移転する者・所有権を受ける者・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。お手元の資料28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらの九州自動車道がこのように通っておりまして、吉田の集落がこちらにございます。吉田の集落から九州自動車を越えて、赤く示しておりますこの位置に今回の申請地がございます。

場所については以上でございます。

会 長

ただいま事務局から番号11番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号11番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。

(所有権を移転する者・所有権を受ける者・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。お手元の資料29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらが県道三本松甲佐線です。こちらに甲佐神社がございます。赤く示しておりますこちらが上揚、山下、こちら右側のほうが上揚、宮上になります。

場所については以上でございます。

会 長

ただいま事務局から番号12番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号12番については原案のとおり承認をいたします。

それでは、まだ案件、あと4番、5番がありますから、5分ほど休憩をします。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時05分

- 会長 それでは、会議を再開いたします。
- 議案第4号、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題といたします。
- 事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは、30ページをお願いいたします。
- 議案第4号、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について。
- 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので、意見の決定を求めるものでございます。
- 令和5年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 以上です。
- 会長 ありがとうございます。それでは、31ページをお願いします。令和5年度最適化活動の目標の設定等について、説明をお願いします。
- 事務局 それでは、31ページ目をお願いします。令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。
- こちらは、国のガイドラインを基に作成しております。
- それでは、Ⅰ、農業委員会の状況です。
- 農業委員会の現在の体制といたしまして、農業委員の数が14名、農地利用最適化推進委員の数が10名となっております。
- 2、農家・農地等の概要。こちらは、農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。総農家数752、甲佐町の認定農業者数82、認定新規就農者数7名、農業参入法人5となっております。また、耕地面積につきましては1,190ヘクタールとなっております。
- 次のページをお願いいたします。
- Ⅱ、最適化活動の目標。
- 1（1）農地の集積についてです。現状といたしましては、管内の農地面積は1,190ヘクタール、これまでの集積面積については668ヘクタール、集積率は56.1%となっております。
- 目標につきましては、これは前回の定例会で決定した指針を基に作成しております。新規の集積面積は38ヘクタール、今年度末の集積面積（累計）は706ヘクタール、今年度末の集積率といたしましては59.3%を設定しています。
- （2）遊休農地の解消についてです。現状としましては、1号遊休農地が92ヘクタール、うち緑区分——草刈りなどで直ちに耕作可能な農地につきましては25ヘクタール、重機を入れれば耕作できるような黄色区分につきましては67ヘクタールとなっております。

②目標につきましては、既存遊休農地の解消といたしまして、緑区分——草刈りなどで直ちに耕作可能な農地につきましては、令和3年度緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標とすることとなっておりますので、6ヘクタールとしております。また、新規に令和4年度に発生した遊休農地も解消することとなっておりますので、こちらは2ヘクタールとしております。

次のページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進につきましては、現状としましては、令和4年度の新規参入者は4経営体、面積としましては5.3ヘクタールとなっております。

また、目標につきましては、令和2年度から4年度の権利移動面積の平均の10分の1とすることが国のガイドラインとなっておりますので、平均が22ヘクタールで、新規参入者の貸付けなどについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が10分の1の2.2ヘクタールとしております。

2、最適化活動の活動目標につきましては、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、令和4年度につきましては、活動実績が平均で8.8日/月となっております。国からの通知によって、令和4年度は目標を8と設定しており、目標を超えた場合は実績より高い目標にしてくださいという通知が来ておりますので、1日当たりの活動日数を9日/月としております。

活動強化月間の設定目標につきましては、本年度も非農地化の検討を推進していくことを考えております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、甲佐町役場で随時行っている相談会等に参加していただくことを目標として記載しております。

事務局からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から、令和5年度最適化活動の目標設定等について説明がありました。

これから意見を聴取してまいります。何か御意見はございませんか。

どうぞ。

推進委員 2番の最適化活動の活動目標ですけど、活動すればするほど、また目標を上げてくるなら困ったものと思います。目標はもう従来どおり8日で。どうしても実績があつたら、それよりか目標を上げろと。町の農業委員会が決めればよかことばってんが、上からそやんことを言うことがおかしかつたい。

事務局 ごもったもな意見だと思いますけれども、国からのそういうお達しが出ておりますので、申し訳ないですけども、9日ということを出させていただいています。

推進委員 だから、実際活動せんなら、活動したごて書いたっちゃ、何にもならんとばってんね。

推進委員 あと、これはどぎゃんすつと。31日ば超えるふうになったら、朝昼行って、朝昼

活動すつとね。そぎゃんなるとたい、増やしていくなら。10年後、20年後、そぎゃん増やしていくならたい。そぎゃん国から言うてきたけんで。それは自分から言わないかん。

事務局長 あくまでも目標ですので、これを下回ったからどうのこうのというのはないです。ここを目指して頑張っていきましょうというような国の考え方じゃないのかなと思います。すみませんけれども。

会 長 今、事務局長が答えましたように、目標設定して、それより下の場合は、また来年は変わってきますので。それで下回ったからといってどうってことはありません。あくまでも設定目標でありますので、一応そういうことで御理解を願えればと思います。

推進委員 今年、5年度は9日にするわけですか。月のは。

推進委員 目標だけん。

事務局長 平均ですね。例えば利用状況調査とか現地確認とかで、かなり月で隔たりが出てくると思うんですよ。ならしたところで、去年が8.何日ぐらいですので、去年並みぐらいのところで一応見込みはしています。

会 長 そういう御理解でよろしいですか。

推進委員 はい、分かりました。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

まとめていきたいと思えます。

私たち農業委員、最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、責務として農地利用の最適化に取り組む業務として位置づけられ、強化も図られています。

その中で、令和5年度最適化活動の目標としましては、一つには担い手への農地の集積、二つ目には遊休農地の解消、三つ目に新規参入の促進、四つ目に最適化活動を行う日数、活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加について説明があったところです。この目標に向かいまして、私たち農業委員会ではしっかり活動を進めていきたいと考えているところですので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

意見がなければ、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、最後になります。甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 34ページをお願いします。

議案第5号、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について。

甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）を別表のとおり作成したので、意見を求めるものでございます。

令和5年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、35ページをお願いします。

令和5年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、令和5年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について説明いたします。

一般事務につきましては、毎月定例会が原則10日で行われます。農地の権利移動、農地転用等の現地確認、審査、定例会での説明、また、審議などをいたします。

農地等の利用の最適化の推進に関しましては、本年度も農地の利用状況調査の実施、遊休化している農地について利用意向の調査、また、強化月間を先ほど審議していただきましたが、非農地化についても進めてまいりたいと思っております。

研修等につきましては、昨年度ありました農地利用最適化推進大会、農業委員会ブロック別研修会、農業委員の女性委員の会の研修、これらにも参加していくこととなると思います。また、今年度につきましては、町農業委員会の先進地研修のほうも計画していこうと考えております。

先ほど会長からもお話がありましたとおり、地域計画についても本年度から取組を始めていくことになると思います。まだ国、県から明確な方針が出ておりませんが、「目標地図」の作成に向けて、本年度のどこからかは動いていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

また、部会についてですけれども、それぞれの部会によって活動していくこととなります。4月については例年、標準作業賃金の決定を営農対策部会で行いますので、日程調整を後ほど行いたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、簡単ですけれども説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から令和5年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について説明を受けたところです。これに対して、何か御意見、御質問はございませんか。

境委員。

○1番 人・農地プランの作成を本年度から始めるということで、できれば農業者に、各

地域の今後の農地のことをどう考えるか、一人一人に考えてもらうように、広報「こうさ」とか、そういうので広報活動をしてもらって、できればこういう定例会のときに、各地域の現状とか、そういうのを1か所ずつでもいいから共有化できればいいかなと思ってるんですけど。

会 長 事務局あるいは事務局長、何かありますか。

事務局 人・農地プランといいますか、地域計画に今度なりますけれども、まずアンケート調査等もするんですが、まだ国のほうから、制度上は定まったけど、どういうことをするのかというのがはっきり出てこない状況です。

境委員のおっしゃるとおり、広報紙等での周知というのはもちろんしていきたいと思います。その中で、地図を農業委員会のほうで作って、以前の人・農地プランみたいな形で、その地図を基に、1筆ごとにこういうふう将来していくんだよというのをその集落で話し合い活動をする、その中でまた農業委員さんとか最適化推進委員さんに入っていくというような形になると思います。

その各地区ごとでの意見とか、そういうのに関しても、まだどういう状況でつくっていくのか分からないので、その詳細が県とかそっこのほうから出次第、またこっちのほうも検討していきたいと思います。

会 長 よろしいですかね。今、事務局長が説明したような形で。こういうことをやるということは分かっているけど、あとは来てから事務局で分かりやすく砕いて、皆さんにはお話しをしながら進めていかんと、この問題はいかんと思います。

ほかに何か御意見ございませんか。

中村委員。

○11番 今から利用状況調査がまた始まると思いますけど、以前、タブレット端末、この前使っているいろいろ見たら、何か便利がよかったごたるけん、そんなとば活用してですね。みんなが楽にというか、現地で見やすかごたあ状況にですね。役場も何かあれしてもらって。あれば大分よかろうと思います。今、時間短縮だけですね。もう何遍も同じところを見に行くよりも、タブレットで見たら大分便利ながたあけん、よろしくお願いします。

会 長 そういう意見は全く良いと思います。

事務局 一応今年の予定としては、各チーム編成で回っていただきますので、そこに1台ずつタブレットを配付して、航空写真とか全てそこで見られますので、そこを基に現地を回っていただくようなことを考えております。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

なければ、まとめていきたいと思います。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び第17条の規定に基づき、町長からの任命や農業委員会からの委嘱

を受け、昨年の4月1日から甲佐町農業委員会として様々な業務を行ってきているところであります。その中でも、一つに農地行政の適正な執行、それから二つ目に農地利用の最適化の推進を図ることを最重要な業務として位置づけ、活動を行っているところです。

本年度は委員として2年目の年を迎えました。より充実した農地利用の最適化の推進が図られるよう、農業委員会活動を進めてまいりたいと考えていますので、委員の皆様の御協力を切にお願いをいたすところです。

具体的には、ただいま説明がありましたように、一つには定例会における農地移動等の適正な審議、二つ目に農地法に基づき担い手への農地利用の集積・集約の推進、三つ目に農業者の将来の生活設計に役立てる農業者年金への加入推進、四つ目に甲佐町の農業振興が図られるよう各種会議等への参加、五つ目に農業委員、最適化推進委員の資質向上を目指した研修会への参加などに取り組んでいきたいと思っています。

については、私たちが活動する令和5年度のスケジュール（案）として、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

本日予定しました議題は、1号から5号まで全て終了したところです。

その他で何か事務局からの説明があれば。

事務局長 それでは、本日は長時間にわたりお疲れさまでございました。

これをもちまして、第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

1 番

13 番